

随意契約見直し計画

平成 19 年 12 月
独立行政法人国立文化財機構

1. 随意契約の見直し計画

(1) 平成 18 年度において、締結した随意契約について点検・見直しを行い、以下のとおり、随意契約によることが真にやむを得ないものを除き、直ちに一般競争入札等に移行するものとし、遅くとも 20 年度から全て一般競争入札等に移行することとした。

【全体】

		平成18年度実績		見直し後	
		件数	金額(百万円)	件数	金額(百万円)
事務・事業を取り止めたもの (18年度限りのものを含む。)				(32%) 162	(24%) 652
一般競争入札等	競争入札				
	企画競争	(1%) 5	(2%) 41	(2%) 10	(4%) 103
随意契約		(99%) 506	(98%) 2,667	(20%) 103	(32%) 862
合 計		(100%) 511	(100%) 2,708	(100%) 511	(100%) 2,708

(注1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの

(注2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある

【同一所管法人等】

		平成18年度実績		見直し後	
		件数	金額(百万円)	件数	金額(百万円)
事務・事業を取り止めたもの (18年度限りのものを含む。)				() %	() %
一般競争入札等	競争入札				
	企画競争	() %	() %	() %	() %
随意契約		(100%) 3	(100%) 7	(33%) 1	(43%) 3
合 計		(100%) 3	(100%) 7	(100%) 3	(100%) 7

【同一所管法人等以外の者】

		平成18年度実績		見直し後	
		件数	金額(百万円)	件数	金額(百万円)
事務・事業を取り止めたもの (18年度限りのものを含む。)				(32%) 162	(25%) 653
一般競争入札等	競争入札				
	企画競争	(1%) 5	(2%) 41	(2%) 10	(4%) 103
随意契約		(99%) 503	(98%) 2,660	(20%) 102	(31%) 859
合 計		(100%) 508	(100%) 2,701	(100%) 508	(100%) 2,701

2) 随意契約によることができる場合を定める基準は、国の政令に準じて、平成19年4月1日付で「独立行政法人国立文化財機構契約事務取扱細則」において以下のとおり改正している。

- ・ 工事又は製造の請負契約で予定価格が250万円を超えないとき
- ・ 財産の買入契約の予定価格が160万円を超えないとき
- ・ 物件の借入契約で予定賃借料の年額又は総額が80万円を超えないとき
- ・ 財産の売払契約で予定価格が50万円を超えないとき

- ・物件の貸付契約で予定賃貸料の年額又は総額が30万円を超えないとき
- ・工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外の契約で予定価格が100万円を超えないものであるとき

(3) 随意契約の公表の基準は、「独立行政法人国立文化財機構契約事務取扱細則」の規定により締結された支出の原因となる随意契約のうち、その予定価格が以下の事項に係る金額を超えるもの（陳列品を除く）について公表の対象としている。

- ・工事又は製造の請負契約で予定価格が250万円
- ・財産の買入契約の予定価格が160万円
- ・物件の借入契約で予定賃借料の年額又は総額が80万円
- ・工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外の契約で予定価格が100万円

2. 随意契約見直し計画の達成へ向けた具体的取り組み及び移行時期

当機構は、平成19年4月に国立博物館と国立文化財研究所との統合に伴い発足し、順次業務の見直しを行っており、その中で随意契約の見直しも進めている。

加えて、当機構においては、平成19年4月から随意契約の基準を国の機関と同じ金額に設定しており、一般競争等への移行を推進している。

また、早期に以下の措置を講じ、平成20年4月以降、随意契約によることが真にやむ得ないもの以外、平成20年度から順次一般競争入札等に移行することとしている。

(1) 総合評価方式の導入拡大

① 現在、総合評価落札方式による一般競争入札を実施していないため、総合評価落札方式によることが必要と考えられる調達分野について検討しており、同方式による一般競争入札を導入するべく総合評価落札方式ガイドラインを早期に策定する。

② 総合評価方式による一般競争入札マニュアルの作成

一般競争への移行を支援するための業務マニュアルを作成し、仕様書の作成や予定価格の設定等の各種入札手順を具体的に示すことの検討を行う。

(2) 複数年度契約の拡大

① 業務内容により複数年度契約が可能な業務の洗い出しを行う

② 契約の自動更新によるものを複数年度契約への移行を検討している。

(3) 入札手続きの効率化

① 一般競争入札の拡大に伴う業務量の増加を勘案し、契約事務体制の整備についての検討を行う。

② 総合評価落札方式を含む一般競争入札の増大に伴い、供給者への公告方法等について検討を行う。

(注) 個別の契約の移行時期及び手順については、「随意契約の点検・見直しの状況」に記載